

兵庫県選挙管理委員会告示第 246 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第 2 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は次のとおりである。

平成17年12月20日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 柏 木 保

兵庫県瀬戸内海海区

3,095

但 馬 海 区

472

監 査 委 員 公 告

住民監査請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第 1 項の規定に基づく監査請求について、同条第 4 項の規定により監査を行い、その結果を平成17年12月13日付けで請求人に対し通知したので、これを公表する。

平成17年12月20日

兵庫県監査委員

岡 康 榮

酒 井 隆 明

天 宅 陸 行

久 保 敏 彦

住民監査請求に係る監査の結果について

第1 監査の請求

1 請求の受付

平成17年10月14日、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、別記の5人から提出された。

2 請求書の概要

(1) 請求の要旨

兵庫県議会（以下「県議会」という。）の政務調査費は、会派の政務調査、議員の政務調査のために支出される費用で、会派に対しては、所属議員1人当たり月額20万円、別途、議員に対しては、1人月額30万円が支給される。

その用途基準は、兵庫県政務調査費の交付に関する規程（平成13年議会告示第4号。以下「規程」という。）に記載されているが、調査研究費、研修費などの費目が設定されている。

その費目の中や例示の中には、当然のことながら交際費という費目はなく、電報代、供花代という例示もない。

すなわち、政務調査費は、会派、議員の政務調査活動のための費用であって、性格の異なる交際のための費用である電報代や供花代などには、一切使うことができないのである。

ところが、2004年度の県議会公明党議員団の政務調査費収支報告書を見ると、事務費として、電報代、供花代が支出されている。

他の自治体の状況を見てみると、尼崎市や豊田市などにおける政務調査費の支出基準では、慶弔費、見舞金等の交際のための経費は、支出禁止項目として挙げられている。

これらは、自治体の裁量で交際費などの支出を禁止しているのではなく、そもそも政務調査費の性格から、交際費は支出できないものであるという、制度の本来的な考え方により導かれたものである。

以上の理由から、県議会公明党議員団が政務調査費から電報代、供花代を支出したのは明らかに違法、不当である。

違法だと考えられる金額は、最高で939,072円である。

次に、A議員であるが、講演会参加費として、11回22万円を支出している。その中で問題のあるものとして、「私と相撲通」、「花木多年草による花装飾花壇作り」、「オープンガーデンをやってみよう」というテーマの講演会への出席が挙げられる。これらは明らかに、私的な趣味に関する内容であり、公務性はまったくない。公費の支出額としては、講演会1回2万円、3回で6万円が支出された可能性がある。

次に、B議員であるが、事務所看板の修繕費46,210円を出している。事務所看板は、明らかに政治活動のために使われているものであり、その修繕費用に公費を出すことはできない。

よって、井戸知事の責任において、2004年度兵庫県公明党議員団幹事長から、兵庫県公明党議員団が違法に支出した金額を全額県に返還させるよう求める。

併せて、井戸知事の責任において、A議員及びB議員から、違法、不当に支出された全額を県に返還させるよう求める。

さらに、県議会の政務調査費の支出については、1年中自動車を借りているカーリース代、高額な会議費、私的な議員連盟の会費などまだまだ不適切だと思われるものがたくさんある。それらについても併せて監査を実施されたい。

そして最後に、監査委員が、公費である政務調査費の適正執行をチェックするために、また、

政務調査費の支出について、県民の理解を得るために、支出台帳、領収書は当然公開されるべきものである。よって、監査委員として、県議会に対し、政務調査費の支出台帳、領収書の公開を強く求められたい。

(2) 事実を証する書面

請求の要旨に係る事実を証する書面として、次の文書が提出された。

- ア 請求人のうち1人が作成した「自動車リース料一覧表」及び「参考 議員連盟会費（高額者のみ）」と題する文書
- イ 平成17年10月13日付け朝日新聞朝刊の記事
- ウ 長野県及び岩手県における政務調査費の使途基準を記載した文書
- エ 規程
- オ 公明党議員団及び県議会議員6人に係る政務調査費収支報告書

3 請求の受理

本件請求について、法第242条所定の要件を具備していると認め、平成17年10月14日（請求書提出日）付けで受理した。

第2 監査の対象

1 監査の対象とした事項

請求書及び事実を証する書面に記載された事実のうち、政務調査費としての次の①ないし⑤の支出を、監査の対象事項とした。

- ① 公明党議員団の電報代、供花代等、その他事務費939,072円の支出。
- ② A議員の講演会参加費3回分（平成16年10月8日、平成17年2月25日、同年3月19日）、計6万円の支出。
- ③ B議員の事務所看板の修繕費46,210円の支出。
- ④ 自動車リース料の支出（県議会議員23人）。
- ⑤ 議員連盟の会費の支出（県議会議員2人）。

2 監査の対象としなかった事項及びその理由

請求書に記載された事実のうち、政務調査費として次の①及び②の支出については、監査の対象とすべき違法、不当な事実を、他の事実から区別して特定認識できるように個別的具体的に明らかにしておらず、また、支出が違法又は不当であることをうかがわせる具体的な事実が示されていないことから、監査の対象事項とならないものと判断した。

- ① 高額な会議費の支出
- ② 不適切だと思われるものがたくさんある。

第3 証拠の提出及び陳述

1 請求人の証拠の提出及び陳述

平成17年11月17日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた（法第242条第6項）。

(1) 証拠の提出

A議員の参加した講演会のうち一つについて、主催団体のインターネットのホームページのコピーが、もう一つの講演会について、平成13年度の案内が記載された第三者によるものと推定されるインターネットの記事のコピーが提出された。